

2013 年 8 月 7 日

クラウドサービスと著作権について

ヤフー株式会社

今子さゆり

1. はじめに

クラウド化は大きな技術的潮流である。クラウドサービスは日本の産業の重要な牽引力となっていくと考えられており、競争力の強化の観点から、さらなる発展への道筋を立てることは極めて重要である。

クラウド以前と比較した、技術の飛躍的な進歩にともない、サービス提供できる幅が格段に広がっており、この技術の発展による利便性を、世界に遅れることなく日本の利用者が享受することができるようにクラウドサービスを発展させていかなければならない。特に、利用者が自らコンテンツをサーバに保管し、時間や場所を問わずにさまざまな媒体で活用できるようなクラウド・ストレージは、クラウド時代の技術としてはあたり前の機能であり、これをクラウドサービスとして日本の利用者が不便なく活用できるようにすることは当然に実現されるべきである。

このようなサービスを自らの努力によって実現することこそ、事業者の果たすべき責務であると考えられる。すなわち、現行法下でクラウドサービスを提供できないとはいえない状況であるし、法の規制内容に明確でない部分があるとしても、合法的なサービス実現を事業者にて模索のうえ事業を進めることは、クラウドサービスに限らず重要である。不明確さをもってサービス提供を行わないとすると、日本のクラウドサービスは他国の後塵を拝することとなる。また、そもそもクラウドは道具にすぎず、これを活用したさまざまなサービスが可能な中で、一律に法的明確性を追求することには無理がある。

しかし、確かに、現行著作権法上、公衆用設置自動複製機器（著作権法 30 条 1 項 1 号）など、デジタル化ネットワーク化時代には適合していないと思われる規定があること、MYUTA 事件判決など、クラウドサービスに関連する判例が存在していること等から、一般的に懸念が生じているということも理解できる。

従って、さまざまに展開されるクラウドサービスの実態を把握し、それらは現行法上どのように整理されるのか確認すること、また、著作権法が時代遅れとなってしまう部分について手直しすべきことを指摘すること、さらに、その他検討を要すべき点があればそれを指摘することには、一定の意義があるものと考えられる。

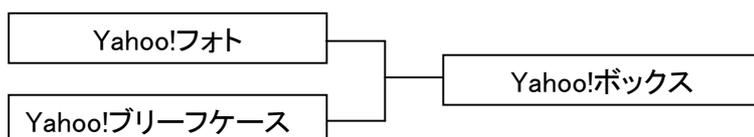
2. Yahoo!ボックスの例

(1) サービスの沿革

2001年「Yahoo!フォト」、「Yahoo!ブリーフケース」のサービス提供開始

2011年「Yahoo!ボックス」のサービス提供開始

※「Yahoo!ボックス」は、「Yahoo!フォト」と「Yahoo!ブリーフケース」の累積会員数約500万人のデータを自動移行させた、ストレージサービスとしてスタート。



(2) サービス内容

① サービス内容

利用者がコンテンツを保管し、いつでもどこでもどんなクライアントからでもアクセスできるという、汎用的なクラウド・ストレージ・サービス

- ・種類や内容を問わずコンテンツをサーバに保管。
(サービス側では誰がどんなコンテンツを保管しているか関知しない)
- ・コンテンツへは保管したユーザーのみアクセス可能。ただし、コンテンツの共有・公開機能がある。
- ・サービス側の判断でコンテンツを削除する場合がある。

② サービスを支える技術

○ 端末仮想化技術

OSやデータの種類の多様化に対応。クライアント側のOSを意識する必要がない
端末上で作業しているのと同じインタフェース

⇒スマートフォンやタブレット等の多数の端末で利用可能

○ アーカイブ技術

テキストや画像のみならず、バイナリ、動画、音楽ファイルも格納可能
スケーラビリティの向上

⇒動画・音楽・電子書籍等の多様なコンテンツを格納。

ユーザー数の増大、コンテンツの容量増大にも対応

○ ファイル同期技術

ファイルの端末側とサーバ側と間での自動同期化

自動バックアップ

3. 著作権法上の課題

(1) 利用者によるコンテンツのサーバへの格納

・ 利用行為主体

報告書には「クラウドサービスにおける著作物の利用行為主体がサービス提供者であると、直ちには捉えられないと解されよう」、「まねき TV、ロクラク II 事件及び MYUTA 事件について、判決の射程を限定的にとらえる見解を指示する意見で概ね一致」(P19)とあり、これと同意見である。

少なくとも、利用者がコンテンツを自らサーバのクローズドな領域に格納し、私的利用の範囲でのみ楽しむ場合であって、事業者が格納されたコンテンツの内容等について関知していないときは、基本的に、利用者による複製と整理できるのではないか。

また、例えば CD 音源から MP3 への変換やデータの圧縮のように、利用者がクラウドに格納するにあたってデータが自動変換されるとしても、そのような技術的困難性があるとはいえない自動変換を提供していることをもって、利用者が行為主体であることは否定されないのではないか。

・ 公衆用設置自動複製機器 (30 条 1 項 1 号)

利用者が複製主体と評価できたとしても、仮にサーバが公衆用設置自動複製機器に該当するとしたら、利用者の私的複製が侵害となり、事業者はその幫助と評価されかねない。そうであるなら、同号の規定は、クラウドサービスに限らず、そもそもデジタル化ネットワーク化時代に適合していない規定であるといえ、時代に合わせた手直しが必要である。

(2) サービス提供に伴う複製

例えば、クラウド事業の譲渡や事業者の倒産の事情が生じたとき等、サービス提供上、事業者間等の複製が不可避免に行われる場合がある。利用者によるコンテンツの活用が阻害されないようにするため、柔軟性のある規定を設ける等の措置が必要ではないか。

(3) グローバル化

海外の事業者の提供するサービスを日本の利用者が活用したり、日本のクラウド事業者が海外のデータセンター等を活用したりする等、クラウドサービスはグローバルに展開されている。国境を超えるデータのやりとりにより生じる課題については、今後も検討が必要である。

以上